

平成 25 年 10 月 16 日

平成 25 年 10 月 1 日付命令に基づく経済産業省宛報告書の概要

1. 金融庁が平成 25 年 9 月 27 日付でみずほ銀行に発出した業務改善命令の対象となった提携ローンに係る個別信用購入あっせん関係受領契約について
 - (1) 申込時の反社会的勢力に関する審査の実施状況【資料 1】
 - ① 当社は、従来暴力団や犯罪者情報等を基幹システムに「要注意情報」として登録し、申込時の審査において利用しておりました。しかし従前の「要注意情報」は反社会的勢力（以下「反社」といいます。）の定義が明確でなく、暴力団、犯罪者等の幅広い情報が登録されており、「要注意情報」に該当する顧客の申込の与信は、「原則禁止」としておりました。また、登録件数も少ない状況にありました。
 - ② 平成 19 年 6 月の反社に対する政府指針の公表等を契機に、反社との関係遮断への要請が高まり、当社においても反社態勢の抜本的な見直しを図ることとし、「要注意情報」の再整備やシステム面の整備を進めてまいりました。平成 21 年 10 月より「要注意情報」の定義を警察庁の「組織犯罪対策要綱」に示された反社定義に沿ったものに変更するとともに、当該情報に該当した場合の与信を「全面禁止」といたしました。
 - ③ その後、反社情報を加速度的に増加させ、現在基幹システムに「要注意情報」として登録されている件数は数万件の規模となっております。また、これに伴い申込審査時における反社の排除件数も年々増加しております。【別添 3 の 5.】
 - ④ なお、今回の事案においてみずほ銀行が反社と認識した契約の申込時期は、「要注意情報」の定義を変更した平成 21 年 10 月以前の契約が全体の半数以上を占めております。

(2) みずほ銀行が反社と認識した契約情報の受入れ

- ① 当社は平成22年9月のみずほのグループ化に向け、反社情報の対応についてもみずほ銀行との間で協議を重ねてまいりました。結果として、みずほ銀行が当該提携ローンの反社チェックを行った上で、反社と認識した契約情報を当社が受け入れることといたしました。
- ② 当社は、みずほ銀行が反社と認識した契約情報を、過去に延滞し代位弁済したものや償却を終えているもの等も含め、平成23年1月から数回に亘って受領しております。
- ③ みずほ銀行からの反社情報受入れの概要等については、コンプライアンス委員会に報告されております。なお、コンプライアンス委員会の活動状況は、経営会議及び取締役会に半期ごとに報告されております。

(3) みずほ銀行が反社と認識した契約情報受入れ後の当社の対応

- ① みずほ銀行より受け入れた反社情報については、その情報を受入れる都度、当社の基幹システムに「要注意情報」として登録し、当該顧客に対して新たな契約を行わない措置を講じました。また、反社情報の受け入れ時期毎に件数及び残高、債権状況等を定期的にモニタリングし、債権管理を実施しております。
- ② 前記①の通り「要注意情報」の登録を行うことでその他の契約との峻別が可能となるため、当該契約者に初期遅延が発生した場合には、より高い意識を持って電話、書面による督促交渉を中心に、状況に応じて現地訪問や車両引揚交渉等の督促交渉を行っております。また、3ヶ月延滞となり期限の利益を喪失した契約は、一括請求を前提に取引条件の変更を禁止するなど、その他の延滞債権とは一線を画した交渉を行っており、状況によっては法的手続きを講じ債権回収・取引解消に努めております。
- ③ 警察と連携し、勤務先の虚偽記載等の詐欺犯罪の事件化による取引解消にも取り組んでおります。
- ④ みずほ銀行より受け入れた反社情報については、147件の契約について、みずほ銀行からの依頼に基づき代位弁済を実施しております。代位弁済の債権（正常債権）147件については、暴力団排除条項に基づく取引の解消を図るため、以下の取組みを行っております。

- (ア) 代位弁済後の債権（正常債権）について、顧客との契約書が平成23年3月より導入を開始した暴力団排除条項に対応しているかどうかを確認いたしました。その結果39件（うち2件は完済）の契約書に暴力団排除条項が導入されていることを確認いたしました。
- (イ) 暴力団排除条項の導入が確認できた債権37件については、今後の対応について弁護士に依頼するとともに、全国の暴力追放運動推進センター等へ「情報の内容及び情報提供の正当性について警察が立証できる情報」（以下、「警察情報」といいます。）の照会を実施いたしました。その結果、数件の契約について「警察情報」が推認できており、当該契約については、暴力団排除条項に基づく期限の利益喪失による債権回収及び関係遮断に向けた対応を行ってまいります。なお、このうち1件については既に一括請求のために内容証明を発送しております。
- (ウ) 暴力団排除条項の導入が無かった債権については、暴力団排除条項に基づく取引の解消はできないため、前述の通り債権回収・取引遮断に向けた督促交渉を行っております。

（4）癒着等の懸念に関する調査

- ① 当社では、個別信用購入あっせん契約について、以前は加盟店に対する営業推進活動と申込みの審査を同一の営業店で実施しておりましたが、業務の生産性向上と与信の適正化を図ることを目的に営業部門と審査部門の分離を進め、全国の約80の営業店にあった審査部門を10のセンターに集約し、営業部門が審査に関与できない体制を構築し、顧客や加盟店との癒着は極めて困難な体制となっております。
- ② また、みずほ銀行が反社と認識した契約を取扱った加盟店の分布を調査したところ、全国の加盟店に広く分散しております。
- ③ なお、念のため専門の「特別調査部会」を立ち上げ、債権毎の調査を継続して行っております。【資料2】

(5) 今後の対応方針

- ① 前述の通り、これまでもみずほが反社と認定した債権については「要注意情報」として認識した上で、その他の延滞債権とは一線を画した督促交渉を行ってまいりました。今後さらに対象債権の回収・早期取引解消を進めるため、暴力団排除条項がありかつ「警察情報」の推認が得られた債権は督促状態に関わらず一括請求を行うなどの、債権の分類ごとに回収・取引解消のための基本方針を立案いたしました。
- ② また、基本方針に沿った取組みを行う為に新たに専門組織を立ち上げ、当該債権を集中することによって一元的に管理を行ってまいります。

2. 当社の反社会的勢力排除に向けた態勢整備の状況について【資料3】

(1) 反社会的勢力排除に係る基本規程等

当社は、平成16年9月、役職員の行動基準である「The Orico Group Code」において、反社との関係排除を規定いたしました。

その後、平成19年6月に前述の政府指針が開示され、企業として反社に対し取引を含めた一切の関係を排除する必要性がより一層明らかになりました。そこで、当社は平成20年7月に「内部統制システム構築の基本方針」において反社との関係遮断の態勢構築の姿勢を明示するとともに、さらに具体的に「反社会的勢力に対する基本方針」を制定いたしました。また平成22年3月、「反社会的勢力対応規程」を制定し、同規程に基づき事務手続である「オリコルールブック」に順次反社に関する手続を制定し反社態勢の充実を図ってまいりました。

(2) 加盟店契約書面における反社条項の対応【資料4】

前述の政府指針に基づき、平成21年12月より、加盟店との契約書面である「加盟店基本契約書」に暴力団排除条項の導入を開始いたしました。その後、平成22年4月より福岡県をはじめとして制定・施行された暴力団排除条例を踏まえて、平成23年10月に条項の一部を改正し、加盟店との新規契約時に使用しております。

(3) 顧客契約書面における反社条項の対応【資料4】

包括信用購入あっせん契約及び個別信用購入あっせん契約におきましては、暴力団排除条例や排除対象者の更なる明確化に適合した暴力団排除条項を策定いたしました。策定した条項は平成23年3月よりクレジット申込書やカード会員規約の新規作成・増刷時に順次導入し、平成24年3月をもって導入が完了いたしました。

3. 今般の事案を受けて当社が講じた措置及び再発防止策

本事案の発生を受け、当社における反社排除に向け一層の態勢整備、強化に努めてまいります。

(1) 提携ローン全般に関する措置

① 当該提携ローンにおけるみずほ銀行の事前排除体制への協力

当該提携ローンにおける事前の反社排除に向け、当社の審査において可決とした案件をみずほ銀行へ融資実行を依頼する段階でみずほ銀行の反社等データベースと突合させる体制の構築に向けて、みずほ銀行と協議しております。

② 反社データベースの充実

みずほ銀行と協力し、反社データベースの充実にも努めてまいります。

(2) 当社の反社排除に向けた態勢の整備、強化

① 「反社態勢強化委員会」の設置【資料2】

反社排除態勢につきましては、コンプライアンス委員会の重要テーマとして取り組んでまいりましたが、一層の態勢強化のため独立の委員会として設置いたします。第三者の視点を反映させるために弁護士も加えた体制により、反社対応の再整備事項や関係遮断に向けたさらなる態勢強化に努めてまいります。

② 反社排除に向けた全社員への教育、啓蒙

当社の「反社会的勢力に対する基本方針」や各種排除体制について再徹底のためのトップメッセージを発信し、また反社対応の統括部署による教育の再徹底を図ってまいります。

以上